

2025年4月18日

各 位

会社名 株式会社ショーケース
代表者名 代表取締役社長 平野井 順一
(コード番号：3909 東証スタンダード)
問合せ先 コーポレート本部長 兼 経理財務部長
濱邊 英明
(TEL 03-6866-8555)

支配株主への資金の貸し付けに関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会の決議により、下記のとおり当社の支配株主である AI フュージョンキャピタルグループ株式会社（東証スタンダード：254A、以下「AIF 社」といいます。）との間で資金の貸付（以下「本取引」といいます。）を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 資金貸付の経緯および理由

当社は、2025年3月25日に連結子会社であった ReYuu Japan 株式会社（東証スタンダード：9425、以下「ReYuu 社」といいます。）の株式を譲渡し、譲渡代金約12億円を手元現金として有することになりました。また、当社は2023年12月13日に実施した AIF 社に対する第三者割当増資により、戦略的 M&A 資金等の投資資金および運転資金をすでに確保しており、余資の有効活用について検討を進めてまいりました。

今般、AIF 社にて資金需要により貸付の申し入れがあり、グループ間金融の検討を開始いたしました。ReYuu 社の譲渡代金の活用手段の検討を進める間、普通預金に資金を置き続けるよりも、貸付の方が、一般的に金利が高いことから経済的合理性があり、グループ全体での企業価値向上に寄与しやすいとの考えに至りました。貸付金額、返済期限、利子率につき協議・交渉の結果、本取引を行うことといたしました。

2. 貸付の内容

(1) 貸付先	AI フュージョンキャピタルグループ株式会社
(2) 貸付額	10 億円
(3) 資金用途	M&A 資金等
(4) 契約日	2025 年 4 月 18 日
(5) 貸付日	2025 年 4 月 21 日
(6) 返済期限	1 年以内
(7) 利息	年 1.0% (固定)
(8) 遅延損害金の約定利率	年 14.6% の割合

貸付額につきましては、当社のキャッシュフローの予測をもとに、事業運営に必要な資金を勘案して決定しております。

3. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、AIF 社が当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引に該当しております。

また当該取引にあたっては、法令、社内規程に基づき、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認の上、実施の可否を決定し、かつ、重要な取引については取締役会に

よる承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。この点、当社は、本取引について AIF 社からの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記(2)および(3)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本取引に係る決定を行っております。

また、特別委員会規程を定め、支配株主との取引において、少数株主の利益を保護するため、支配株主との利益相反リスクについて適切に審議・検討することにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的とした「特別委員会」を 2025 年 3 月 27 日に設置いたしました。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反回避措置

当社は、本取引の公正性を担保するための措置として、貸付利率等の取引条件は、当社の経営環境下で財務基盤の安定化に必要な資金の有効活用を行うべく、余資を金融機関等への預け入れ等の第三者の取引と比べ合理的な条件であることを交渉、確認の上決定しております。

また、下記(3)に記載のとおり、当社および貸付先から独立した社外取締役 3 名で構成される特別委員会より本取引に関する意見を取得しております。また、本取引に関する取締役会決議は全会一致で可決されました。なお、当社の取締役のうち、AIF 社を兼務している澤田大輔氏、金一寿氏、松本高一氏及び久保隆氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、本取引に関する取締役会の審議および決議には参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当該決定に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役（独立役員）3 名で構成される特別委員会より、本件は金銭の貸付であることから、①当社のおかれた環境を考慮し、資金の有効活用のため手元資金を貸し付けることに不合理な点はなく、親会社である AIF 社との本取引の貸付条件は市場金利と比較しても大きな乖離がなく合理性があり、企業価値を棄損することはないと考えられること、②本取引に関する契約書に基づくその他の取引の条件も妥当であること、③公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置も図っていることから、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他にかかる判断に抵触する特段の事情は認められない旨の意見（2025 年 4 月 17 日付）を頂戴しております。

4. 業績に与える影響業績に与える影響

本取引による当期（2026 年 3 月期）の業績への影響については、軽微であると見込んでおりますが、精査した上、適切に開示してまいります。

以上